平成２５年（フ）第１４７３号
埼玉県上尾市本町４丁目７番15号　レック上尾706
破産者　金田峯彦こと　金　　峯彦
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
さいたま市南区別所６丁目10番14号
破産者　松本　忠朗
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
埼玉県行田市壱里山町４番地５、破産手続開始決定時の住所さいたま市浦和区本太３丁目21番15号　柏ハイツ102
破産者　島田　昌紀
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
大阪府大阪市西淀川区佃１丁目20―14レオパレスエイト佃104号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町2789番地７
破産者　佐藤　祐一
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
鹿児島県鹿児島市若葉町37番10号
破産者　土田　晃作
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
札幌市東区北22条東８丁目１番６―202号
破産者　大倉　雅和
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５号
新潟市西区西小針台１丁目13番23号、前住所新潟市西区寺尾西５丁目18番１号
破産者　本間　珠恵
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６号
新潟市西区寺尾西５丁目18番１号
破産者　本間智恵子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４０８号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘12棟110号
破産者　多田隈朋也
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０１号
岐阜県下呂市萩原町宮田704番地５　宮田団地305号室、開始決定時の住所岐阜県羽島市小熊町島５丁目19番地
破産者　山口　賢剛
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６７号
愛知県瀬戸市幡野町81番地の103
破産者　伊藤　雅章
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０１号
神戸市北区有野台６丁目21番地　B32棟102号、従前の住所神戸市北区藤原台南町４丁目１番３―201号
破産者　石岡　大地
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８号
神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番８号
破産者　トーマン工機こと　東　　義一
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２号
長崎県大村市諏訪２丁目277番地２　コーポイチノセＥ棟、前住所長崎県南島原市口之津町丁5400番地
破産者　山口惠美子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
鹿児島県鹿児島市甲突町４番３―1103号
破産者　田中　俊彦
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
鹿児島県鹿児島市甲突町４番３―1103号
破産者　田中　真美
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７４号
北海道空知郡上砂川町字鶉90番地４　緑が丘４条２丁目１番２―１号
破産者　續石　榮一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
開始決定時の住所北海道旭川市末広６条７丁目５番11号
破産者　田中　祥平
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部